

平成27年度 臨時福祉給付金について

～ 臨時福祉給付金の通知書を発送しました～
受付期間は、9月1日～平成28年3月1日です

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(52)1112

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられたところですが、消費税の引き上げに伴う負担を緩和するため、所得の低い方に「臨時福祉給付金」を支給します。

なお、この給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で下野市に住民登録された方（外国人を含む）が対象です。

基準日に市内に住民登録がない方は、住民登録されていた市町村で申請の受付をすることになります。

■支給対象者

平成27年度分の住民税が非課税の方

※課税されている方の扶養親族および生活保護の受給者である場合などは除きます。

■支給額

1人につき6千円

■申請受付スケジュール

支給対象となり得る方には、8月下旬に「通知書」を発送しました。

申請期間については、9月1日から3月1日までの6か月間です。申請期間中に郵送または社会福祉課に直接申請してください。

まだ、確定申告、または住民税の申告をされていない方は申告をお願いします。



市や厚生労働省の職員をかたった電話や、郵便が届いたら、市役所や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

確認じゃ！平成27年度 臨時福祉給付金

「臨時福祉給付金」対象者診断チャート

